

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第 6 号

免税軽油制度の継続を求める意見書（可決）

これまで、冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除の特例措置（以下「免税軽油制度」という。）が、令和 9 年 3 月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度は、元来、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油引取税を免税する制度で、船舶、鉄道、農業、林業など幅広い事業の動力源の用途に認められてきたものである。

軽油引取税は、令和 8 年 4 月から暫定税率が廃止され、1 リットル当たりで従来の 32 円 10 銭から 15 円に引き下げられたが、本則課税として継続されている。

スキー場産業では、索道事業者がゲレンデ整備車や降雪機等に使用する軽油が免税となっており、この制度が廃止されると索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難になるとともに、地域経済にも計り知れない影響を与えることとなる。

よって、国においては、免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 25 日

議員提出議案第 7 号

住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書（可決）

住まいは社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るための不可欠な社会インフラである。しかしながら、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫しており、過重な住宅費負担が生活困窮に拍車をかけている。また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など、居住に関する課題は多岐にわたり、深刻化している。

現行の住居確保給付金や生活保護制度の住宅扶助も一定の役割を果たしているが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応し切れているとは言い難い。

よって、国においては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 低所得者や子育て世帯を対象とした新たな住宅手当制度を創設すること。あわせて、既存の家賃補助制度の対象拡大と補助額の引上げを図ること。
- 2 居住支援法人等の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の整備や、孤独死への不安を解消するガイドラインの周知を推進すること。
- 3 高齢者の健康管理や遠隔見守りサービスを普及させるため、I o T 技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。
- 4 UR 賃貸住宅や公営住宅の空き住戸を N P O 法人等に定期借家により低廉な家賃で貸し出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃軽減や所得要件の緩和を行うこと。
- 5 生活保護の住宅扶助基準額を現行の家賃相場に見合う水準へ引き上げるとともに、地域差を踏ま

えた柔軟な基準設定を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月25日

議員提出議案第8号

全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書（可決）

近年、家族等の介護や世話を無償で担うケアラーの負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして、学びや就業の機会の喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国及び地方公共団体による支援が法的に位置づけられたところである。

一方で、ケアラーは子どもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、経済財政運営と改革の基本方針2025において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度はいまだ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じている。

よって、国においては、全てのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く求める。記

- 1 ヤングケアラーに限らず、全てのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
- 2 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
- 4 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月25日

議員提出議案第9号

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書（可決）

我が国では、出生時の体重が2500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれている。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄付された母乳であるドナーミルクを提供する母乳バンクの取組は極めて重要である。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3か所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組

みとしては位置づけられていない。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって、国においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置づけを一日も早く明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を進めること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月25日

議員提出議案第10号

住宅宿泊事業に対する監督体制の強化と住環境保全を求める意見書（可決）

観光立国の推進に伴い、住宅宿泊事業（民泊）は多様な宿泊ニーズへの対応や空き家の有効活用として期待されている。しかし、都市部を中心に民泊施設が急増する中、深夜の騒音、ごみ出しルールの不徹底、不特定多数の出入りによる防犯上の不安など、地域住民の平穏な生活環境が脅かされる事例が後を絶たない。

特に、管理者が常駐しない施設におけるトラブル対応の遅れや、いわゆるヤミ民泊（無届け業者）による脱法的な運営は、自治体の行政指導能力の限界を超えつつある。住民の安全・安心を確保し、地域社会と観光が共生するためには、現行制度の運用を抜本的に強化することが不可欠である。

よって、国に対し、下記事項について速やかな措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 住宅宿泊事業者及び仲介事業者に対する監督体制の強化を図ること。特に、不適切な運営を行う事業者に対する行政処分を厳格に運用すること。
- 2 地方自治体が地域の実情に応じ、条例による実施期間の制限や独自の規制をより柔軟かつ効果的に運用できるよう、技術的助言及び制度的支援を行うこと。
- 3 事業者に対し、周辺住民への事前説明を義務づけるとともに、トラブル発生時の責任者連絡先の明示、さらには対面またはICTを活用した宿泊者の本人確認の徹底を指導すること。
- 4 無届け・違法民泊を根絶するため、警察や保健所との連携強化を図るとともに、民泊仲介サイト等のデジタルプラットフォームに対する監視・削除要請の仕組みを強化すること。
- 5 住環境の保全を最優先に、住宅地における民泊の在り方について、居住者の意向を反映できる仕組みの構築を含めた制度の全体的な検証と必要な法的措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月25日

議員提出議案第11号

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書（可決）

現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵略や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっている。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約（TPNW）は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めている。

同条約は2021年1月22日に発効し、本年2026年で5年を迎える。これまでに締約国会議が3回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など、核廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきた。

そして2026年11月には、発効後初となる第1回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組を検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となる。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらし、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものである。また、核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題である。

唯一の戦争被爆国である我が国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っている。しかし、現時点で日本は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えない。

こうした中、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加は、日本が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となる。オブザーバーとして参加することは、被爆の実相を世界に突きつけ、核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に、日本が平和国家として歩む決意をより確固たるものとして示すことにつながる。

よって、政府に対し、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月25日

議員提出議案第12号

燃料費高騰と資材不足への対策強化を求める意見書（可決）

中東情勢の緊迫化で原油の供給の不安定な状況が続いていることにより、プラスチックや洗剤、塗料等の石油化学製品の供給が不安定な状況となっている。こうした状況は、建設業や製造業、塗装業、印刷業等の分野だけでなく、医療、介護の分野にも波及し、国民生活そのものにも影響を及ぼしている。また、燃料費高騰の影響は、交通、物流、公衆浴場等にも大きな影響を与えている。

現在実施されている燃料価格の安定化に向けた緊急的激変緩和措置や国家備蓄の活用についても、制度終了後の急激な負担増が懸念され、先行きは依然として不透明である。

現状を改善するための一番の対策は、中東情勢の安定化にほかならないが、同時に暮らしを守るための対策・支援の強化が一層重要となっている。

以上を踏まえ、政府に対し、次の事項について対応の強化を図ることを強く求める。

記

- 1 原油、石油製品、ナフサ、エチレン等の在庫・流通に関する情報を正確に把握するとともに、国民に対して適時に公表する体制を構築すること。
- 2 医療分野で不可欠となる資材の確保に国が責任を持ち、需給の把握、メーカーへの指導・要請、災害用に備蓄している資材の放出などの対策を講じること。
- 3 原材料の不足や価格高騰によって休業を余儀なくされる中小企業に対する休業補償や 固定費への補助など、緊急的な支援策を講じること。
- 4 ガソリン、軽油等の価格高騰を抑える実効性のある対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月25日
